

救急医療にご理解とご協力を



急病になったとき

「救急車を呼ぶほどでもないが、医療機関に行きたい。」
こんなとき、公益財団法人和歌山県救急医療情報センターでは、24時間365日体制で、最寄りの医療機関を案内します。※歯科の時間外診療案内は行っていません。

(公財) 和歌山県救急医療情報センター

いい救急
電話 (073) 426-1199

- ☆ 救急医療情報センターをご利用される場合は、次のことに注意してください。
- 1 救急医療情報センターへ電話する時、患者さんの住所、氏名、年令、症状、電話番号などを伝えてください。
 - 2 もし、診療の必要がなくなった時は、案内を受けた医療機関にことわりの電話を必ず入れてください。
 - 3 受診の際、健康保険証を持参してください。
 - 4 医療機関までの交通手段（自動車等）は、あなたが準備してください。

- ☆ 「わかやま医療情報ネット」（PC、携帯電話、スマートフォン）から、県内の医療機関情報が検索できます。



わかやま医療情報ネット <http://www.wakayama.qq-net.jp/>

子ども救急相談ダイヤル（#8000）

夜、子どもが急病になったとき、すぐに病院に行った方がいいのか、それとも翌朝まで様子を見て大丈夫か、看護師（必要に応じて医師）が相談に応じます。

平日 19時～23時 土日祝 9時～23時

[携帯電話・プッシュ回線] #8000

[ダイヤル回線・IP電話] 073-431-8000

県民のみなさまへ

- ・ 救急医療は、医療機関の献身的な協力と救急隊員の昼夜を分かたない尽力と県民の皆様のご理解、ご協力のもとに成り立っています。
- ・ 急病以外はなるべく医療機関の「通常の診療時間内」に受診しましょう。
- ・ 身近な診療所の医師である「かかりつけ医」を持ちましょう。
- ・ 救急車は重症患者を緊急に搬送するためのものです。
救急車を正しく利用し、緊急性の低い場合の利用はさけましょう。
- ・ 119番は災害、火事や交通事故などの重症患者の搬送のために必要な電話ですので、119番による問い合わせ等はさけましょう。

